

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託仕様書

1 業務委託の目的

本業務委託は、三重県立こころの医療センター（以下、「こころの医療センター」という。）における経営状況の現状分析及び改善計画の策定、並びに施設を有効活用するための改修計画の策定等のため、こころの医療センターの経営コンサルティング支援業務を委託するものである。

2 委託業務名

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託

3 委託期間

平成 30 年 5 月 21 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

4 委託業務の内容等

(1) 業務内容

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務及びこれに付随する業務である次の①及び②の業務とします。

なお、業務の実施に当たっては、こころの医療センターの信頼と名誉を損なうことのないよう十分に留意してください。

① 経営コンサルティング支援業務

ア 県立の精神病院としての役割や使命を理解し、県の医療施策及び病院の中期計画等と整合性の取れた提案とすること。

イ こころの医療センターの経営の現状と他病院（都道府県立の 200 床以上の精神単科病院及び近隣の精神病院等）との比較を入院収益・外来収益及びその他の収入・支出で行うとともに改善点を分析し、経営改善の提案を行う。

なお、提案内容は国の障害福祉政策の動向及び、こころの医療センターを含む医療圏や地域性を加味するとともに、中長期的なニーズの見込を含む提案とすること。

ウ 施設・設備の有効活用の提案（改修を含む）

現状の施設・設備の検討を行い経営改善に必要な中長期的な観点から、改修や改築を含んだ有効活用の提案を行う。

エ 各病棟機能の方向性の検討

現状 7 病棟ある病棟の今後の方向性を検討し、病棟機能及び病棟数・病床数の最適な提案を行う。

オ 施設整備計画図の作成（各病棟平面図）

上記のアからウの提案に基づいて、施設整備計画を作成し各病棟の平面図の作成を行うこと。（改修・改築に必要な費用の概算も併せて行うこと）

カ 事業スケジュール（行程表）

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託事業のスケジュール表（行程表）及び経営改善計画のスケジュール表（行程表）の作成を行うこと。

なお、アからカまでの業務について、平成30年9月30日までに中間報告を書面にて行うとともに、平成31年2月28日までに提案内容を含む報告書を100部作成し、こころの医療センターに納入すること。

② 院内委員会との連携・調整

こころの医療センター内で開催される経営改善委員会（仮称）への参加（月1回程度）及び連携・調整を行うこと。

ア 多職種により設置予定である経営改善委員会に参加し、各委員からの要望・提案に対し助言を行い委員会の進行に協力すること。

イ 必要とされる場合には院内の最高意思決定機関である経営会議（拡大経営会議）に出席し進捗の報告を行うこと。

(2) 業務実施体制

委託業務の実施に当たっては業務実施責任者を置くこととします。

5 その他

両者が協議のうえ必要と認める事項はその都度協議を行うこととします。

6 個人情報保護

今回の委託業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとします。

なお、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第68条、第69条及び第72条に、委託を受けた事務に従事している者、若しくは従事していた者等に対する罰則を規定しているので十分に留意してください。

7 委託契約の締結に当たっての留意事項

(1) 監督及び検査

契約書において定めることとします。

(2) 委託契約の手續及び委託業務の実施において使用する言語・通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者（三重県病院事業庁長）は、今回の委託業務の受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 今回の委託業務の受託者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県病院事業庁県立病院課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより業務の遂行に影響が生じるおそれがある場合は、三重県病院事業庁県立病院課と協議を行うこと。
- ② 契約締結権者（三重県病院事業庁長）は、今回の委託業務の受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他

委託業務の契約に当たっては、企画提案コンペでの提案内容を基本としますが、こころの医療センターとの協議・調整の結果、当初の提案内容と一部異なることも想定されますので、その点をご理解をお願いします。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、

適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による

業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。